## 札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1)件 平成26年度オンデマンド品種情報提供事業 (データベース整備型) 名 に係る業務委託事業
- 仕様書のとおり (2) 仕 様
- (3) 履行期限 平成27年3月24日(火)
- (4)納入場所 仕様書のとおり
- 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、 被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条 中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2)予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の 提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 前年度、支出負担行為担当官農林水産省農林水産技術会議事務局長が発注する委託 事業において、契約違反を行った者でないこと。
- (5) 5の提出書類の提出期限の日から、6の入札執行の日までの間において、農林水産 省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停 止を受けていないこと。
- (6)入札説明書2(6)に示す書類を提出できる者であること。
- 入札方法 3

入札金額は、上記件名に係る代金額の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の8 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金 額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地 方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金 額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、 実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を 支払うこととなる。

- 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時
- (1)場 所 農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班契約第1係 (別館6階 ドアNo.別619)

平成26年10月27日(月)~平成26年11月14日(金)

(2) 日 時 午前10時~午後5時(ただし、行政機関の休日を除く。)

入札説明会の場所及び日時

本事業の説明会を下記の日程で開催するので、出席を希望する者は、「オンデマンド 品種情報提供事業 (データベース整備型) 入札説明会参加申込書」(別紙様式1) を平 成26年11月4日(火)午後5時までに、(3)の「提出先」に提出すること。(郵送 の場合は期限必着とする。また、e-mail又はFAXでの提出でも可能とする。)。なお、説明会への出席は、応募資格としない。

農林水産省農林水産技術会議事務局委員室 (本館6階 ドアNo.本676、678)

- (2)日時 平成26年11月5日(水)午後2時
- (3) 提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課(本館6階 ドアNo. 671)

T E L: 03-3502-7462 FAX: 03-3593-2209

e-mail: mitsuru\_fukuda@nm. maff. go. jp

担当者:調整班 福田

- 6 開札の場所及び日時
- (1)場所農林水産省農林水産技術会議事務局委員室 (本館6階ドアNo.本676、678)
- (2)日 時 平成26年11月17日(月)午後2時 ※ 郵便による入札は認めない。
- 7 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- 8 入札保証金及び契約保証金 免除する。
- 9 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格を持って入札した者を落札者とすることがある。

10 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

11 その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上、公告する。

平成26年10月24日

支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 雨宮 宏司

## お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ (http://www.maff.go.jp/j/supply/index.html) を御覧ください。